

産業建設常任委員会委員長報告

(平成30年12月14日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告します。

まず、**第1号議案、平成30年度一般会計補正予算（第6号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・ **総務費**では、篠地区コミュニティバスの運行業務委託料 増加等に伴うバス交通関連経費の増額補正。
- ・ **農林水産業費**では、被災した山林等の早急な復旧及び災害防止対策の経費として、災害に強い森づくり事業経費の増額補正。
- ・ **商工費**では、大河ドラマの決定などにより、更に魅力ある観光地づくりを行うため、観光地の案内板等を設置する経費として、観光地環境施設整備経費の増額補正。
- ・ **土木費**では、都市緑化を推進する中で、快適で安全な生活環境づくりを図るため、街路樹の適正な維持管理を行う経費として、緑花推進経費の増額補正。
- ・ **災害復旧費**では、先の7月豪雨等により被害を受けた農地及び林道、道路及び公園施設などにおける復旧事業費の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

なお、災害の復旧については、被災した地域住民の切実な声を踏まえ、必要な人員を確保し、迅速に対応することを求めるものであります。

次に、**第3号議案、平成30年度 水道事業会計補正予算（第2号）**については、施設管理等の経費に係る債務負担行為の設定であり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第4号議案、平成30年度 下水道事業会計補正予算（第1号）**については、年谷浄化センターの汚泥運搬の経費等に係る債務負担行為の設定であり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第13号議案、市営特定目的住宅条例の一部改正**については、蕨田野町天川に設置している特定目的住宅1戸について、老朽化に伴い用途廃止しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第14号議案、道路の占用に関する条例の一部改正**については、電線共同溝の整備に伴い、変圧器等の占用料を定めること等の改正をするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第15号議案、亀岡市 特定環境保全 公共下水道事業、農業集落排水事業 及び 小規模集合排水処理事業に 地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定**については、本市の経営する特定環境保全 公共下水道事業、農業集落排水事業 及び 小規模集合排水処理事業に 地方公営企業法の規定の全部を適用し、下水道事業に統合することに関し、地域下水道事業特別会計 及び基金の廃止 並びに 同会計、資産及び負債等を下水道事業会計に引き継ぐこと その他必要な整備をしようとするものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第21号議案、平成30年度 水道事業会計補正予算(第3号)、第22号議案、平成30年度 下水道事業会計補正予算(第2号)**の2議案については、いずれも職員の給与条例の改正 及び、人事異動等に伴い職員人件費等を補正するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第26号議案、土地改良事業(災害復旧事業)の施行**については、平成30年7月豪雨により被害を受けた農地 及び 農業用施設の災害復旧事業を実施するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○災害からのすみやかな復旧を

一般会計補正予算

可決（全員賛成）

土地改良事業（災害復旧事業）の施行

可決（全員賛成）

・現年農業用施設災害復旧事業費

6232万円増額

・現年林業用施設災害復旧事業費

4000万円増額

・現年公共土木施設災害復旧事業費

4億1160万円増額

平成30年7月豪雨などで被害を受けた農地・林道・道路・公園施設などにおける復旧事業費の増額補正。また、被害を受けた土地改良施設の箇所と施工場所を決定するもの。

【主な質疑・意見】

問 畑野町で甚大な被害が出ており、来年度作付けできないとの声も聞くが、見直しは。

答 京都府が管理している千ヶ畑川に関連する農地が多い。河川の

被害の復旧後、農地の復旧に取りかかることになる。南丹土木事務所と調整しながら進めていきたい。

意見 災害の件数が膨大で、なかなか対応が進まない。迅速に対応するため、人員の確保を含め、体制の整備を考えていかねばならないのではないか。

○地域下水道事業に公営企業法を適用

法適用に伴う関係条例の整備

可決（全員賛成）

地域下水道事業を将来にわたって持続的かつ安定的に維持していくため、平成31年4月から、地方公営企業法を適用し、下水道事業に経営を統合するもの。会計処理や事務手続を一元化し、経営や事務の効率化を図る。